

定 例 監 査 結 果 報 告

1 監査の種別

定例監査

2 監査の対象

市 民 局

経 済 局（農林部，中央卸売市場）

都市整備局（総務課，技術管理室，市街地整備部，住宅政策部）

各 区 役 所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

3 監査の期間

平成 29 年 2 月 10 日から平成 29 年 7 月 11 日まで

4 監査の範囲及び方法

今回の監査は，平成 28 年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，平成 28 年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

事務事業については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は，次のとおりである。

（改善を要する事例）

(1) 現金出納員等の収納及び払込事務について

現金出納員等は，仙台市会計規則（昭和 39 年仙台市規則第 18 号）に基づき，収納した現金を原則として即日（やむを得ない場合は翌日）中に指定金融機関等に払い込むべきものとされている。ただし，少額の収納金である等の事情がある場合は，あらかじめ会計管理者と協議のうえ，1 週間分をまとめて指定金融機関等に払い込むことができるものとされている。

また，現金を収納したとき及び収納金を指定金融機関等に払い込んだときは，原符その他の証拠書類と照合のうえ現金出納簿に登載するとともに，収納金を指定金融機関等に払い込んだときは，収納に係る関係書類を所属長に提示し，払込額の確認を受けなければならないものとされている。

ところが，宮城野区総務課においては，市民が利用したコピー代金について，毎月月末に 1 か月分をまとめて調定及び払込をしていた。また，現金出納簿を作成していなか

ったうえ、所属長の払込額の確認を受けていないものがあった。

収納及び払込事務に当たっては、関係法令に則り、適正に処理する必要がある。

(宮城野区)

(2) 特定随意契約について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により福祉施設等を相手方として物品又は役務の調達に係る随意契約（特定随意契約）を行う場合には、仙台市契約規則に定める公表等の手続をするものとされている。

ところが、中央卸売市場管理課においては、仙台市中央卸売市場（花き市場）照明設備 LED ランプ更新業務委託契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定を根拠として公益社団法人仙台市シルバー人材センターと随意契約（特命）を行ったにもかかわらず、調達予定案件の公表、契約締結結果の公表及び福祉施設等所管課への報告を行っていなかった。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約（特定随意契約）を行う場合には、関係法令等に則り適正に処理する必要がある。特に、随意契約を行う場合には、「随意契約ガイドライン」を参照の上、十分に検討し処理する必要がある。

(経済局)

(意見)

(1) 市営住宅敷金の管理及び運用の状況について

市営住宅敷金の運用等については、市営住宅条例（以下、「条例」という。）第 19 条で規定されているが、運用の方法、利益金の使用状況について把握し、今後の適切な行政運営に資することを目的に監査を実施した。

条例（抜粋）

（敷金の運用等）

第 19 条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

1 監査の方法

担当課へのヒアリングのほか、関係書類を審査する形で実施した。

2 監査の対象

都市整備局住宅政策部市営住宅管理課

3 市営住宅敷金の管理及び運用の状況

(1) 敷金の受入状況について

敷金は、市営住宅管理システムで発行した納入通知書で入居許可者が納入し、仙台市会計管理者口座に入金され、歳入歳出外現金・敷金として保管されている。

歳入歳出外現金受入時において、歳入の場合の事後調定にあたるものはなく、会計管理者口座に入金され保管するのみである。

納付状況について確認したところ、敷金が未納の場合、失格又は辞退の取り扱いとなるため、未納はなかった。

なお、復興公営住宅（復興のための市営住宅）においては敷金の納入の猶予や免除制度（「仙台市営住宅における敷金の免除及び徴収猶予に関する取扱要領」（平成25年9月18日都市整備局長決裁））があり、「敷金免除申請書」を受け免除を行っていた。

(2) 退去時の払出手続きについて

退去時の敷金の返還は、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときはこれらを控除することとなっている（条例第18条第2項）。ほとんどは返還するケースであるが、控除すべき金額が受け入れた敷金額を超える場合は追加徴収を行っている。

敷金の退去者への返還は、退去の都度、市営住宅管理課が財務会計システムで払出・還付を行っている。

(3) 敷金の残高について

敷金は財務会計システムと市営住宅管理システムとで管理しているが、平成28年3月31日現在のそれぞれの残高は市営住宅管理システムの残高が622,127,940円、財務会計システムの残高が621,689,800円であり、市営住宅管理システムの残高の方が438,140円多く差額が生じている。

(4) 運用状況について

敷金を含む歳入歳出外現金については、歳計現金の余剰金と合わせて、会計課において「歳計現金及び歳入歳出外現金の保管に関する要綱（平成14年3月22日収入役決裁）」等の定めに従い、金額・期間を決定し、主に預金により運用を行っているが敷金のみを個別資金として運用はしていない。

(5) 運用利益金の使用について

上記のとおり歳入歳出外現金と歳計現金と合わせて余剰金を運用しているが、運用資金の原資内訳については把握できないため、敷金の運用に係る利益金の額も不明である。

運用については会計課、運用益の使用については主に財政課が所管し、財政課では運用益に係る歳入を一般財源に充てていたため、市営住宅管理課では敷金の運用利益金について把握できない状況であった。

4 監査の結果及び意見

市営住宅敷金の管理及び運用の状況についての着眼点ごとの監査結果及び意見（検討を要する事項）は以下のとおりである。

(1) 着眼点ごとの監査結果

ア 敷金及び運用に係る利益金の出納管理は適切に行われているか。

敷金の受入・払出手続きは概ね適切に行われていたが、以前の定例監査で指摘している残高相違については解消されていなかった。また、敷金の運用に係る利益金については明確に区分されていない状況であった。

イ 運用が適切に行われているか。

会計課では、歳計現金の残高が不足する等余剰資金がない期間は運用を行っていなかったため、資金の一部である敷金についても運用が行われない期間があった。

ウ 運用に係る利益金は、入居者の共同の利便のために適切に使用されているか。

「公営住宅管理の適正な執行について」(平成2年6月22日建設省住宅局長通知)では「敷金を徴収する場合には、敷金の運用による利益金の使途が明確になるよう敷金の経理を明確化すること。」とされているが、敷金の運用に係る利益金が明確に区分されておらず、利益金は全額一般財源に充当されているため、運用に係る利益金が入居者の共同の利便のために使用されていることが確認できなかった。

(2) 意見（検討を要する事項）

ア 敷金の残高相違について

敷金の残高が財務会計システムと市営住宅管理システムとで一致していない主な原因は、両システムにおける敷金の受入・払出の処理に時間差が存在することであるとの説明であったが、時間の経過とともに他の原因を特定することが困難になってきている。

敷金の差額解消のためには、両システムの処理の時間差から生じる差額が少な

いと考えられる時期を特定して、他の差額発生の原因究明に努めるなど、適切な事務処理方法を検討されたい。

イ 敷金の運用等について

敷金の運用については、敷金を他の資金と区分した場合、退去時に返還するための資金を準備しておく必要はあるものの、一定の金額は通年での運用が可能であると考えられる。また、利益金については、使途が明確になるよう敷金の経理を明確化することが必要である。

今後は、条例の趣旨に沿った運用等ができるように管理するなど、その手法について関係課と協議するとともに、必要に応じ国土交通省の所管局に問合せをする等、より適切な取扱いに向け検討されたい。

(都市整備局)